8章

自治会長
お役立ち情報
あれこれ

自治会組織に対する国の考え方について

自治会とは

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意の団体が、自治会活動という地域的な共同活動を行うために規約を定め、その規約に基づく区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設等の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであるとされています。また、区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることとし、その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものと説明されています。

我が国の自治会の沿革と現状は

自治会や町内会などの沿革は都市部と農村部では異なりますが、住民自治組織として自然発生的に発達してきた側面と、政治行政の末端機構として組織化されてきた側面を併せ持ち、そのいずれを重視するかは意見の対立があるが、昭和初期以来、政府はこれを政治行政の末端機構として利用するようになり、昭和 15 年内務省令 17 号「部落会町内会等整備要領」及び昭和 18 年の市制および町村制の一部改正により、法的にも整備され、市町村の補助的下部組織として戦時中における各種地方行政の末端組織として利用されたが、部落会町内会等に関する制度は昭和 22 年に廃止され、同年政令 15 号により部落会町内会等は解散された。そして昭和 27 年のＧＨＱ占領終了とともに、昭和 22 年政令 15 号は失効し、その後の政府は「積極的にその復活をする意図もないし、また、将来恒久的にこれを禁止する考えもない」（昭和 27 年 9 月 18 日自丙行発 14 号）として市町村内部の住民自治組織には介入しない政策をとり、今日に至っている。

このような自治会・町内会等については、政治行政の末端機構として組織化されてきた前近代的集団であり、いずれは解消されるべきものであるとするのが、戦後における支配的な意見であった。そのような意見を反映して、昭和 46 年以来の自治省のコミュニティ対策においても、コミュニティ組織は自治会・町内会等とは異なるものであるとされ、自治会・町内会等は、各種の住民組織と同列のものとして位置付けられてきた。しかしながら、自治会・町内会等は、その禁止の解除後、全国に普遍的に組織されるに至り、平成 2 年の自治省の調査によれば、自治会・町内会等の数は約 277,000 団体で、９割以上の区域で組織されている市区町村が約 96%となっており、住民相互の連絡、集会所の維持管理、清掃・美化、市区町村に対する要望等、盆踊り、敬老会等の行事等各種の活動を行い、地域の公共的機能及び行政補完機能を果たしている。このような現状の認識に基づき、町内会等について、従来の消極的、否定的な立場から脱却した実証的な研究が進められ、町内会等を日本固有の「文化の型」であるとし、あるいは地方自治体に準ずる性格を有する地域的住民組織であるとする意見が主張されるに至っている。

※上記文章は、地方自治法＜全訂＞第一法規・金子正史　既説より引用しております。

さやまルシエって、知ってますか…

皆さんの身近な自治会の情報を

もうすぐ

スマートフォン

や

パソコン

で

手軽に見たり聞いたり確認したりできる時代がやって来ることを！

あんなこと、こんなこと、自分の自治会（近所の情報）のことが、知りたいときは、手軽に気軽に、使ってみよう、見てみよう。

自治会情報発信の基地は さやまルシエ だよ

地域情報ポータルサイトの「さやまルシェ」は、当事業の所管課の狭山市駅西口公益施設開設プロジェクトチームの解散に伴い、2012 年８月１日から自治振興課へと運営マネジメント事務が移管されました。

このことにより、平成 25 年４月から株式会社フューチャーリンクネットワークによる自立採算方式の運営に、より地域に根ざした円滑な地域情報ポータルサイトに発展させていくため、自治振興課では、地域最大のネットワークを持つ市内最大組織の狭山市自治会連合会と提携し、自治会情報発信の基地は、「さやまルシェ」と合言葉にもなるように、市民ニーズの掘り起こしをしていく考えであります。

問合せ：株式会社フューチャーリンクネットワーク
所在地・本社　〒 273-0031 千葉県船橋市西船 4-19-3 西船成島ビル８F
TEL：047-495-0525　FAX：047-495-0625
https://sayama-portal.jp/inquiry/?skin=imp

今後の「さやまルシェ」にご期待ください。

地縁による団体の認可制度について

概要

この制度は、自治会・町内会等の「地縁による団体」が、団体の名義で不動産登記ができるよう法律上の権利能力を付与するために定められた地方自治法（以下「法」という。）上の制度です。この制度ができる以前は、自治会等が保有する不動産について、団体名義で不動産登記を行うことができず、単独または複数の代表者名義等により登記を行っていました。そのため、名義人が死亡した場合等において、所有不動産をめぐる様々なトラブルが相次いだことから、それらを解消するためにこの認可制度が設けられました。

「地縁による団体」の定義

「地縁による団体」とは、法第260条の２第１項において「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。したがって、自治会・町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」に該当します。

これに対し、①青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢などの条件が必要な団体、②スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が特定の分野に限定されている団体は、「地縁による団体」には該当しません。なお、団体の内部組織として、それぞれの活動目的を持った、女性部、体育部などを置くことは可能です。

法人格を得るための市長村長の認可

「地縁による団体」が法人格を得るためには、市長村長の認可が必要です（法第260条の２第１項）。この認可によって、「地縁による団体」は、その規約に定める目的の範囲内において法律上の権利能力（法人格）を取得します。この認可制度の目的は、先に述べたように、「地縁による団体」が法人格を得ることによって、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることです。したがって、認可を受けようとする「地縁による団体」が、現に不動産又は不動産に関する権利等(※)を保有しているか、保有する予定があることが認可申請の前提となります。

※「不動産又は不動産に関する権利等」とは、以下の４つが該当します。

①、不動産登記法（平成16年法律第123号）第３条各号に掲げる土地及び建物に関する権利
②、立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）第１条第１項に規定する「立木」の所有権、抵当権
③、登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
④、①～③のほか地域的な共同活動に資する資産であって登録を要する資産

認可を受けるための要件

法第260条の２第２項には、以下のとおり定められています。

①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
③その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
④規約を定めていること。

なお、これらの要件及びその他法に定める要件を満たしているかについては、申請書類によって確認することとなります。

問合せ　狭山市自治振興課へ　電話 04-2953-1111　内線2512

自治会と連携する主な組織の連絡先は

自治会は任意の団体であり、地域住民を代表する組織として、地域住民の交流やまちづくり活動など、地域と行政をつなぐ総合窓口として、先ずは地区センターに相談していただければ、行政事務の担当セクションとの連絡調整に入ります。地域住民の皆さんは、行政の担当セクションが何処なのかが分からず、窓口のたらい回しということにならぬよう自治会と連携する主な組織への連絡先を紹介いたします。

環境衛生連合会に関する問い合わせは

事務局担当所管は環境課になります。　電話 04-2953-1111　内線 3684 ですが、
平成25年度より環境衛生連合会は解散となりました。

地域防災組織に関する問い合わせは

事務局担当所管は防災課になります。　電話 04-2953-1111　内線 3691

行政刊行物（広報紙等）の配布に関する問い合わせは

担当所管は広報課になります。　電話 04-2953-1111　内線 7162

ごみ集積所に関する問い合わせは

担当所管は奥富環境センターになります。　電話 04-2953-2831

自治会館等の借地契約に関する問い合わせは

担当所管は財産管理課になります。　電話 04-2953-1111　内線 3554

防犯灯・アポックに関する問い合わせは

担当所管は交通防犯課になります。　電話 04-2953-1111　内線 3691

民生委員、児童委員に関する問い合わせは

担当所管は福祉課になります。　電話 04-2953-1111　内線 1512

地域包括支援センターに関する問い合わせは

担当所管は５地区のセンター

・入間川・入間川東地域包括支援センター　電話 04-2955-1114
・富士見・狭山台地域包括支援センター　電話 04-2969-0080
・入曽・水野地域包括支援センター　電話 04-2950-5300
・堀兼・奥富・新狭山地域包括支援センター　電話 04-2933-7117
・柏原・水富地域包括支援センター　電話 04-2933-6888

※取りまとめ事務は介護保険課（内線 1553）と高齢者支援課（内線 1573）になります。

社会福祉協議会に関する問い合わせは

担当所管は社会福祉会館になります。　電話 04-2954-0294

その他、市民相談に関する問い合わせは

担当所管は自治振興課・市民相談担当になります。　電話 04-2953-1111　内線 1141

単位自治会に関する調整事務は各地区センターへ問い合わせください

http://www.city.sayama.saitama.jp/shisetsuannai/kominkan/tikusenta/index.html

各地区センターは、地域住民の交流やまちづくり活動など、地域と行政をつなぐ総合窓口です。地区センター・市民サービスコーナーでは、各種証明書類の交付を行っています。

地区センターの主な業務
■地域と行政の協働による地域まちづくりの推進
■自治会その他地域の公共的団体との連絡調整に関すること
■生活環境の整備等に関する地域の要望の調整に関すること

入間川地区センター

電話：04-2952-2230　所在地　〒350-1305　狭山市入間川1丁目3番1号
FAX：04-2952-4137　交通アクセス　西武新宿線･狭山市駅西口駅前　狭山市市民交流センター2階
各種証明書発行コーナー直通：04-2969-6311

入曽地区センター

電話：04-2959-3004　所在地　〒350-1316　狭山市南入曽627番地
FAX：04-2958-5694　交通アクセス　西武新宿線 入曽駅東口より 徒歩3分
※地区センターの駐車場は狭いため、お車でのご来館はご遠慮ください。

堀兼地区センター

電話：04-2959-3012　所在地　〒350-1305　狭山市堀兼361番地
FAX：04-2958-5692

奥富地区センター

電話：04-2952-2220　所在地　〒350-1332　狭山市下奥富1007番地の1
FAX：04-2954-7883　交通アクセス　西武新宿線・新狭山駅北口下車徒歩15分

柏原地区センター

電話：04-2952-2221　所在地　〒350-1335　狭山市柏原1154番地
FAX：04-2954-7884　交通アクセス　西武バス（西武柏原ニュータウン行）柏原南下車徒歩5分

水富地区センター

電話：04-2952-2219　所在地　〒350-1325　狭山市根岸2丁目17番13号
FAX：04-2954-7885　交通アクセス　西武バス・根岸新道バス停下車徒歩5分

新狭山地区センター

電話：04-2954-7811　所在地　〒350-1331　新狭山2丁目4番地の7
FAX：04-2954-7886　交通アクセス　西武新宿線･新狭山駅北口下車徒歩5分

狭山台地区センター

電話：04-2957-7080　所在地　〒350-1304　狭山市狭山台3丁目7番地の1
FAX：04-2958-5693　交通アクセス　西武新宿線狭山市駅東口より狭山台団地行き(井戸窪経由)バスにて「西武狭山台ハイツ」バス停下車徒歩5分
※地区センターの駐車場は狭いため、お車でのご来館はご遠慮ください。

狭山市自治会連合会に関する調整事務は自治振興課へ問い合わせください

http://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shiyakusho/kakuka/simin/autonomy_promotion.html

自治振興課は、市民部の庶務担当課として幅の広い分野を所管しておりますが、各担当と業務内容は次の通りです。　※機構改革等の組織変更により、業務の所管及び業務内容が変わる場合もあります

狭山市代表電話　04-2953-1111

自治文化担当（内線 2512・2513・2516）

■自治会(連合会)及び自治協力員との連絡調整に関すること
■コミュニティ施設特別整備事業に関すること　■コミュニティ活動等の推進に関すること
■地区センターとの連絡調整に関すること　■コミュニティセンターの管理運営に関すること
■市民交流センターの管理運営に関すること　■市民広場の管理運営に関すること
■姉妹友好都市交流及び国際交流に関すること　■文化行政の総合的な企画、調整及び推進に関すること
■文化及び産業功労者等奨励制度に関すること　■市民会館、市民健康文化センターに関すること

市民相談担当（内線 1141）

■各種市民相談に関すること

協働事業担当（内線 2511）

■市民との協働推進事業の総合的な企画及び調整に関すること
■特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動の促進に関すること

元気プラザ担当

電話：04-2968-6885　所在地　〒350-1304　狭山市狭山台1丁目21番地
FAX：04-2959-2785
■元気プラザ・狭山元気大学に関すること

男女共同参画センター

電話：04-2937-3617　所在地　〒350-1305　狭山市入間川1丁目3番1号
交通アクセス　西武新宿線･狭山市駅西口駅前　狭山市市民交流センター2階
■男女共同参画社会実現のための施策の総合的企画及び調整に関すること
■男女共同参画社会実現のための施策の推進に関すること
■男女共同参画社会実現のための主体的な学習活動等の支援に関すること
■女性を取り巻く環境の整備及び男女平等の推進に関すること

消費生活センター

相談専用電話：04-2954-7799　所在地　〒350-1305　狭山市入間川2丁目2番25号中央図書館5階
FAX：04-2954-7719　交通アクセス　西武新宿線･狭山市駅西口下車徒歩5分

消費生活センターは、狭山市が運営する消費者のための相談業務を行う機関です。消費生活に関連する契約についてのトラブル、購入した商品についての苦情等の他、疑問に思っていることの問い合わせなどを受け付けています。専門の相談員が自主交渉の助言や各種情報の提供をおこないますが、悪質な商法等においては、相談員や弁護士が対応を行います。また、必要に応じて商品テストを関係機関に依頼し原因の究明を行います。普通に生活していても、悪質商法などの消費者被害に遭う時代です。「おかしいな」、「困ったな」と思ったら、一人で悩まず消費生活センターへ相談してください。また、周りの方が異変に気付いた場合には、当事者に相談をするよう勧めましょう。消費生活センターは市の機関であり、相談に費用はかかりません。

http://www.city.sayama.saitama.jp/shisetsuannai/bunkashisetsu/shohiseikatsu/index.html

編集後記

狭山市自治会連合会・自治会長ハンドブック作成につきましては、平成 24 年度の狭山市自治会連合会重点事業の位置付けにより、平成 24 年 11 月 14 日の「11 月定例幹事会」に於ける「狭山市自治会連合会では、日々の自治会活動にお役立ていただきたい会長業務指針とすべき情報資料として、平成 25 年 3 月末の発行を目標に自治会長ハンドブックの編集作業をハンドブック編集委員 4 名と事務局により進めております。」の通知から編集作成が開始され、「自治会長の心得」を先行して各自治会長の皆様へ通知させていただきましたが、この度、平成 25 年度の自治会連合会定期総会の席で皆様へ配布できることとなりましたことは大変嬉しく思います。今、この手で編集委員一同が「自治会長ハンドブック」を改めて読み返してみますと、まだまだ満足のいく内容には至らぬ点が多々ありますが、今回を初版として、時期改訂版の発行の折には、皆様のご意見をいただきながら、バージョンアップしていただければと思います。本冊子を狭山市の自治会活動に、各自治会の更なる発展に向けお役立ていただければ幸いに存じます。本冊子の編集にご協力いただいた関係者の皆様には心より感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月 31 日「自治会長ハンドブック編集委員」

元木、末村、五藤、廣岡、事務局一同より　敬具

自治会長ハンドブック
改訂履歴

第１版　平成25年３月31日　制定・発行
第２版　平成25年５月15日　改訂（修正）

輪になって地域とともに住み良い狭山

狭山市自治会連合会

事務局

〒350-1380
埼玉県狭山市入間川１丁目23番５号
狭山市市民部　自治振興課内
電話　04-2953-1111（代）　内線　2512

A4判　150ページ／領布価格 1,000円